事務連絡による訂正(6月30日付け事務連絡)

 ページ・行	誤	正
■ A 000 初診料	, w	
p. 35 左段 13 行目	(9) (8)の取扱いについては	(9) (6)の取扱いについては
■ A 002 外来診療料		(7)
p. 50 左段 22 行目の次に追	(4) 許可病床の数が500床以上の病院(特定	機能病院, 許可病床の数が500床以上の地域医
加(以下、番号繰下げ)		の病院を除く)のうち,前年度1年間の紹介率の
		未満の保険医療機関の取扱いについては、(3)
	と同様である。	
■ A 100 一般病棟入院基本料		
p. 65 右段下から 21・20 行	(15) 「診療報酬の算定方法の一部を改正す	(15) 「診療報酬の算定方法の一部を改正す
目	る件」(平成26年厚生労働省告示第56号)	る件」(平成26年厚生労働省告示第 57 号)
	において,なお従前の例とするとされた一	において,なお その効力を有する とされた
	 般病棟入院基本料の「注8」	平成26年度改定前の 一般病棟入院基本料
	_	の「注8」
■ A 104 特定機能病院入院基	· · ·本料	1
p. 79 左段下から7~4行	(12) 「診療報酬の算定方法の一部を改正す	(12) 「診療報酬の算定方法の一部を改正す
目	 る件」(平成26年厚生労働省告示第56号)	る件」(平成26年厚生労働省告示第 57 号)
	において、なお従前の例とするとされた一	において,なお その効力を有する とされた
	 般病棟入院基本料の「注8」に規定する特	平成26年度改定前の特定機能病院入院基
	定患者については,特定入院基本料(966	本料の「注6」に規定する特定患者につい
	点又は812点)を算定する。	ては,特定入院基本料(966点又は812点)
		を算定する。(——部は削除。以下同)
■ A 105 専門病院入院基本料		
p.81 左段下から 11~8行	(9) 「診療報酬の算定方法の一部を改正する	(9) 「診療報酬の算定方法の一部を改正する
目	件」(平成26年厚生労働省告示第56号)に	件」(平成26年厚生労働省告示第 57 号)に
	おいて、なお従前の例とするとされた一般	おいて, なお その効力を有する とされた 平
	病棟入院基本料の「注8」に規定する特定	成26年度改定前の専門病院入院基本料の
	患者については,特定入院基本料(966点又	「 注5」 に規定する特定患者については,
	は812点)を算定する。	特定入院基本料(966点 又は812点)を算定
		する。
■ A 308-3 地域包括ケア病棟	[入院料	
p. 159 右段下から 13 行目	別添2「入院基本料等の施設基準」第5の6	別添2「入院基本料等の施設基準等」第5の
	(p. 990) Ø	7 (p. 990) の
■A312精神療養病棟入院料		
p. 172 左段下から 5 行目	(10) 「注7」に規定する	(10) 「 注6 」に規定する
■B001「2」特定薬剤治療	管理料	
p. 188 左段 25 行目	(1)アからソまでのうち	(1)アから タ までのうち
■B001「12」心臓ペースメ	一力一指導管理料	
p. 195 左段下から 15 行目	「ロ」を算定	「ハ」を算定
■B001-2-9 地域包括診療料		
p. 213 右段下から 14 行目	ただし、エの場合	ただし,エ 及びオ の場合
p. 214 左段下から 11 行目	(10) 当該加算を算定	(10) 当該 診療料 を算定
■ C 000 往診料		
p. 254 左段 15 行目	本区分及び「注1」,「注2」,「注3」により	本区分及び「注1」,「注2」,「注3」,「 注6 」
		により
p. 254 左段最下行	「注1」、「注2」又は「注3」による点数	「注1」,「注2」 , 「注3」 又は「注6」 によ
		る点数
	•	

■ C002 在宅時医学総合管理料, C002-2 特定施設入居時等医学総合管理料 p. 262 右段下から3行目 在宅時医学総合管理料は 特定施設入居時等医学総合管理料は ■D007血液化学検査 所定点数を算定する。なお,総鉄結合能(T p. 335 左段下から 9 行目の | 所定点数を算定する。 次に追加 IBC)(RIA法),不飽和鉄結合能(U IBC) (RIA法)を実施した場合は、他 の検査で代替できない理由を診療報酬明細書 の摘要欄に記載する。 ■ F 100 処方料 p. 427 左段本文 1 行目 以下のアからカまでに 以下のアからコまでに ■ F400 処方せん料 p. 430 右段下から 12 行目 同一月に注 3 の加算は算定できない 同一月に注4の加算は算定できない

on the lift of the state of the		73702 1777497189772 00 181		
■H001 脳血管疾患等リハビリテーション料				
p. 478 左段下から7~3行	(11) 廃用症候群に該当するものとして	(11) 廃用症候群に該当するものとして		
目	を算定する場合は、廃用をもたらすに至っ	を算定する場合は, 廃用症候群に係る評価		
	た要因,臥床・活動性低下の期間,廃用の	表(別紙様式22) (p. 479)を用いて,		
	内容,介入による改善の可能性,改善に要			
	する見込み期間,前回の評価からの改善や			
	変化、廃用に陥る前のADLについて別紙			
	様式22 (p. 479) を用いて,			

■H002 運動器リハビリテーション料

p. 483 左段 18 行目	「注3」に掲げる加算	「注2」に掲げる加算
-----------------	------------	------------

■ A 238 退院調整加算の施設基準

p. 931 右段下から6行目	(4) 退院調整加算の注2に規定する施設基	(4) 退院調整加算の 注3 に規定する施設基
	準	準

■ A 301 特定集中治療室管理料の施設基準

p. 939 右段 13 行目	(5)新生児用の特定集中治療室にあっては,	(5)新生児用の特定集中治療室にあっては,
	(3)に掲げる	(4) に掲げる

■ A 308-3 地域包括ケア病棟入院料の施設基準

p. 964 左段下から 14 行目	専従の言語聴覚士	専従の 常勤 言語聴覚士	
p. 964 左段下から 3 行目	専任の言語聴覚士	専任の 常勤 言語聴覚士	
p. 964 右段 4 行目	(5) (3)のリハビリテーションを提供	(5) (4)のリハビリテーションを提供	

■ A 400 短期滞在手術等基本料の施設基準

p. 976 右段下から 16 行目	有床診療所入院基本料1の基準	有床診療所入院基本料1又は4の基準

■入院基本料の届出に関する事項

p. 990 左段 19 行目	7	5の規定にかかわらず,	7	6 の規定にかかわらず,

■様式9の3

p. 1006 の表中, 右欄 2 枠目	- [(A/50) ×3×日数×8 (時間)]	- 【((A∕50) ×3 】 *6×日数×8 (時間)】
の2行目		

■様式 14 の 3

p. 1017・下(様式の訂正)	様式14の3を別掲(次ページ)のとおり訂正
------------------	-----------------------

■様式 53

p. 1053・下の表中,	8枠目	5/6= <u>(1)</u>	6 / 5 = <u>(1)</u>
■ 样 式 12 の 5			

■様式 43 の 5

p. 1191・上の表中, 1段目・	様式71の3③~8の	様式 43 の 4 ③~⑧の
右から4枠目		

■様式 61

p. 1210・上の表 [記載上の	大動脈バイパス移植術を合わせて 25 例, …	大動脈バイパス移植術を合わせて 15 例 , …
注意]の6・8行目	…,大動脈バイパス移植術を合わせて 50 例	…,大動脈バイパス移植術を合わせて30例

■様式 71

p. 1220・下の表中 8 枠目	4 腹腔鏡下術者として 20 例以上実施	4 腹腔鏡下術者として 10 例以上実施
	医師の氏名等(2名以上)	······医師の氏名等(1名 以上)
p. 1220・下の表 [記載上の	2 「3」及び「4」については	2 「 4 」及び「 5 」については
注意] 2, 6・7行目	・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術に習熟した医師の指導の下に、当該手術を術者として 20 例以	
	上実施した経験を有する常勤の泌尿器科の医師 → 削除	

■明細書略号一覧

p. 1340 左欄下から 2 枠目	
の次,右欄4枠目の次に追	・「注 10」栄養管理実施加算 栄管
加	<u> </u>

■診療報酬請求書等の記載要領

p. 1367 左段下から 11 行目	テ 手術前のBMI,手術前に行われた内科	テ 腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除術に
	的管理の	よるもの)を行った場合は ,手術前のBM
		I ,手術前に行われた内科的管理の
p. 1370 左段 11・13 行目	ユ 肺サーファクタント蛋白-A前立腺酸	ユ 肺サーファクタント蛋白-A前立腺酸
	ホスファターゼ, カタラーゼ,, リウ	ホスファターゼ, 不飽和鉄結合能(UIBC)
	マトイド因子 (RF) 又は	(RIA法),総鉄結合能(TIBC)(RIA法),
		カタラーゼ,, リウマトイド因子 (RF)
		半定量 又は
p. 1371 右段下から 16 行目	20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法	20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法
	を行った場合は、	を行った場合 (注3の加算を算定する場合に
		限る) は,
p. 1374 右段 20 行目, 下か	がん診療連携拠点病院加算、栄養サポートチ	がん診療連携拠点病院加算, 栄養管理実施加
ら5行目	ーム加算がん診,栄サ	算、栄養サポートチーム加算がん診,業
		管 , 栄サ

■DPC 点数早見表

p. 382 左段下から8~6行	判定後の直近に予定している診療報酬改定時	判定後の 翌年4月1日に DPC制度から退出
目	に合わせてDPC制度から退出するものとす	するものとする(判定後の翌年2月1日 以降
	る(診療報酬改定の前々月初日以降新たに入	新たに入院する
	院する	

■ (別掲) 様式 14 の 3

救急医療管理加算 2-に係る報告書 (新規・7月報告)

※該当するものを○で囲むこと

1 救急医療管理加算に係る届出書

区分

- ア 地域医療支援病院
- イ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院又は救急診療所
- ウ 「救急医療対策の整備事業について」に規定された病院群輪番制病院、病院群輪番制に参加している有床診療所 又は共同利用型病院
- エ 都道府県知事の指定する精神科救急医療施設

[届出にあたっての留意点]

- 1 区分については、ア~エのいずれの区分に該当するか、○で囲むこと。
- 2 届出にあたっては、都道府県が作成する医療計画に記載されている救急医療施設であること、又は都道府県知事の指 定する精神科救急医療施設であることが確認できる資料(様式自由)を添付すること。
- 2 救急医療管理加算2に係る報告書(7月報告)

集計期間: 年月日~ 年月日

正 誤

ページ・行	誤	正
■A000 初診料算定の原則		
p. 35 左段 11 行目	30%未満の保険医療機関の取扱いについて	30%未満の保険医療機関の取扱いについて
	は、(6)と同様である。	は, (7)と同様である。
■〔参考〕入院患者が他医療機関を受診した場合の算定		
p. 57「3. 入院医療機関側	30%を控除(※4)	30%を控除
の算定」2段目〔出来高入		
院料の(1)]の右欄から「(※		
4)」を削除		

――以上につき追加・訂正いたします。